平成２２年（フ）第２８３２号
大阪府寝屋川市音羽町17番７号
債務者　弓木　弥昭
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２２９号
住民票上の住所奈良市都祁こぶしが丘3535番地の75
債務者　細田多津子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２７９号
大阪市東淀川区西淡路５丁目21番９号　東海マンション204号
債務者　堀井　清孝
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３１４号
大阪府東大阪市新庄２丁目13番17号
債務者　田井　和恵
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３３６号
大阪府守口市八島町13番33号池上方
債務者　山口　利男
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３５８号
大阪府枚方市星丘１丁目20番10―301号
債務者　溝畑　俊雄
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３８０号
大阪市浪速区大国３丁目11番21―903号
債務者　田川　広造
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３９１号
大阪市港区池島３丁目１番11―101号
債務者　徳山　幸子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４０４号
大阪府茨木市郡山２丁目13番18号
債務者　由岡　勝秀
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４１８号
大阪市港区弁天２丁目６番８号　大幸ビル205号
債務者　澤江　　隆
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４６５号
大阪府枚方市野村中町15番４号
債務者　大西　美香
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４６６号
大阪市此花区西九条５丁目３番３―204号
債務者　山下　静江
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４９４号
大阪府門真市末広町35番22号
債務者　椿　　敏子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５２３号
大阪府箕面市如意谷３丁目３番32号
債務者　杉本　富子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６９号
岡山県倉敷市玉島1407番地16
債務者　難波　眞澄
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
岡山県倉敷市玉島1407番地16
債務者　難波　淳子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１９６号
岡山県倉敷市安江550番地１　県営中洲団地３―403
債務者　楹澤　昭仁
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係